

## 第 65 回講習会 「東南アジア化学品規制の概要」 テキスト

## 正誤表

頁	スライド 番号	行	誤	正
4	7	下 3	仏歴 <u>2551</u> 年 (2008 年)	仏歴 <u>2556</u> 年 (2013 年)
11	21	左上 4		
6	11	下 6	量の届出義務：製造／輸入	事実の届出義務：輸入／輸出
	12	下 6		
9	17	下 6		
13	25	下 5		
18	36	右下 4		
9	18	上 4		
		下 1	JETOC 注)	JETOC 注) 及び内容を削除
11	21	下 2	第 2 種届出の告示 <u>7</u> 条	第 2 種届出の告示 <u>9</u> 条
		下 1	第 2 種届出の告示 <u>9</u> 条	第 2 種届出の告示 <u>11</u> 条
13	26	上 4	許可証	許可書
24	47	上 4	危険及び有害な物質	危険及び有毒な物質
26	51	下 7	製造業者／輸入業者	製造業者、供給者及び／又は輸入業者

## お詫び

英語以外の東南アジアの法規につきましては、現地の協力者にフォローして頂いておりますが、今回、タイで下記の法規が廃止されていることが JETOC の調査で判明いたしました。

「量の届出」に関わる部分は削除となります。講習会の中でご説明いたします。

工業省告示：仏歴 2538 年 (1995 年)

工業事業局の所管に属する有害物質の製造業者、輸入業者、輸出業者、保有者の量の届出基準

再発防止に努めます。今後ともご支援頂きますよう、お願い申し上げます。

JETOC 事務局長 田中通雄